

## 健康づくり推進事業所認定制度

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所を「健康づくり推進事業所」とし、企業の健康づくりをサポートしています。令和2年5月末時点で**607事業所**が宣言を行い、認定を受けています。

健康経営は、経営者が従業員の健康を重要な経営資源としてとらえ、従業員の健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルのことです。健康経営に取り組むことによって、従業員が心身ともに健康で元気に働ける環境となり、生産性向上やリスクマネジメント、企業のイメージ向上につながります。健康経営に取り組む第一歩として、協会けんぽ茨城支部の「健康づくり推進宣言」を行ってみませんか？



### 健康づくり推進事業所認定制度のステップ

①協会けんぽ茨城支部へ「健康づくり推進宣言書」を郵送またはFAXでご提出ください。

②宣言書到着後、協会けんぽ職員が事業所ご担当者様へお電話でヒアリングを行い、「健康経営取組みチェックシート」を作成します。

③「健康経営取組みチェックシート」と認定証を送付します。（評価は高い順にS～Dの5段階）

## 健康づくり推進事業所特典：出前健康講座

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む「健康づくり推進事業所」の健康づくりの取り組みをサポートするため、健康づくり推進事業所に認定されている事業所を対象として様々な取り組みを実施しております。

出前健康講座は、下記の「お口の健口教室」や「お薬の健康教室」、「令和2年度健康セミナー（運動）」など、健康づくり推進事業所の特典としてホームページで随時ご案内しており、無料で利用できます。従業員様の健康づくりの一助としてご活用ください。健康づくり推進宣言を行い、出前健康講座を実施しましょう！

### 事業所出前健康講座『お口の健口教室』

公益社団法人茨城県歯科医師会との連携事業として、事業所出前健康講座「お口の健口教室」を無料で行っています。歯科医師による歯科の講演と口腔機能検査体験を60分程度で実施しており、講座の受講人数は10名～50名、先着順の受付となります。令和元年度に実施した事業所様のアンケートと「お口の健口教室」の様子を一部ご紹介します。

【令和元年度実施の「お口の健口教室」アンケートより】

#### Q.口腔と歯の健康に関するあなたの意識は変わりましたか？

- 歯は生きていく為、すごく大切だと思いました。
- 歯医者に定期的に行こうと思いました
- 歯は大切！！
- 歯周病のこわさを知り、今後は気を付けたいと思いました。
- 歯の健康＝体の健康だとつながる事を知ったので、歯みがきをていねいに行います。
- 歯医者に行くのは虫歯になったときだけでしたが、今度歯科検診に行ってみようと思いました。
- 禁煙をしようと思います。

#### Q.「お口と健康口教室」の感想

- 歯を健康にしたいと思いました。
- 時間があればもう少し聞きたかったです
- タバコを吸っているが、今後は禁煙を考えていこうかと思います。
- 体験しながらの講演だったのでとても分かりやすかったです。
- もう少し、自分の歯や口の中のケア方法を見直してみようと思いました。
- 歯の健康が非常に重要であることが分かったので今後気を付けたい。
- 勉強になった。楽しかった。声が大きくて聞きやすかった。
- 歯周病がもたらすのは歯だけではなくがんなど重大な病気を引き起こしてしまうことも知れて勉強になりました。

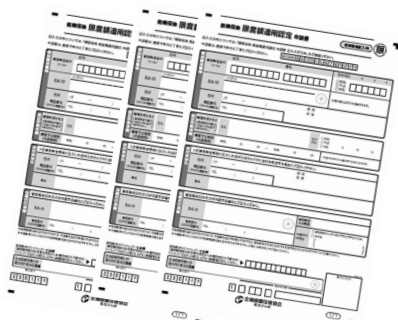


「お口の健口教室」の様子  
(令和2年2月21日実施  
有限会社桜井工業様)

# 各種申請書提出にあたってのお願い

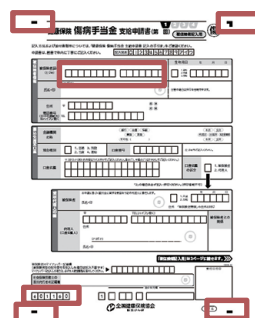
協会けんぽでは、傷病手当金等の申請書は、スキャナで読み取りを行っています。提出される申請書の中には、正しく読み取りができず、データを手入力する等の事務処理に時間を要しています。健康保険給付の速やかなお支払いのため、あらためまして下記の点にご理解とご協力をお願いいたします。

## 申請書をコピーして使わない



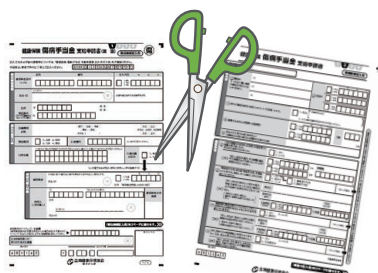
印字位置がずれてしまったり、印字が薄くなります。

## 【読み取り部分】へのメモ書き、ホッチキス、付せん、のり付けはしない



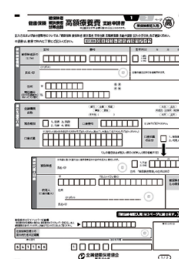
【読み取り部分】とは、申請書四隅の黒線、記号番号、様式番号となります。

## 協会けんぽから申請書を入手した場合、申請書の切り離しはしない



協会けんぽから申請書をお送りする場合は、A3版の申請書となりますが、切り離す必要はありません。

## ホームページから申請書をダウンロードした場合、両面印刷・縮小拡大印刷・トナーセーブはしない



A4片面、「実際のサイズ」で印刷してください。

## 傷病手当金・出産手当金の申請にあたって

傷病手当金や出産手当金の申請には、『賃金台帳や出勤簿のコピー』の添付は**必要ありません**。申請する際は、申請書「**事業主記入用ページ（3ページ）**」に申請期間を含んだ**勤務状況と賃金支給状況等をすべて**ご記入の上、ご提出願います。

※**賃金単価や賃金計算方法及び欠勤控除計算方法等**についても、漏れのないようご記入いただきますようお願いいたします。

## 高額療養費の申請にあたって

高額療養費の申請には、『領収書のコピー』の添付は**必要ありません**。  
(ただし、他の公的制度から医療費の助成を受けている場合は添付が必要になります。)

**健康保険給付に関する各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロード可能です。**



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>  
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580